

## 第4回環境省政策会議（議事要旨）

日時：平成21年 11月 26日（木） 16時00分～17時00分

場所：参議院本館36控室他

議題：

- （1）COP15閣僚準備会合について
- （2）地球温暖化対策税の具体案について
- （3）レアメタルの回収等の最近のリサイクルの動向について

<小沢大臣より（1）について報告>

<田島副大臣より（2）について説明>

<谷津廃棄物リサイクル対策部長より（3）について説明>

<大谷政務官の司会により意見交換・質疑応答>

～以下、主な意見及び回答～

- 環境税については、元々日本に環境税的なものはなかったのかということ、石油石炭税に関しても環境にも使われているし、ガソリンの暫定税率についても環境の中で、大気汚染対策に一部使われているものがある。考え方として、日本にも環境税的なものがあるが、さらに環境政策を進める上で、海外とも比較して、さらに負担を求めるのだという理解でよいか。
- 地球温暖化対策税の具体案における税率は、何を根拠に決めたものか。2兆円という目標があり、それを徴収するために税率がこのくらいになるという算定になっているのか、或いはまた別の考え方があるのか教えていただきたい。
- 25%を削減するに当たって、電力という立場から見ると、環境税やキャップ&トレード、再生可能エネルギーの全種全量買取制度の導入が関係してくる。特に、環境税が導入されれば、石炭や電気の税金が大幅に上がると思っているが、そのことが結局、国民に大きな負担をかけるのではないか。そこで、新たな導入を検討している制度の必要性、あるいは国民負担を明らかにして欲しい。もう一つは、二重三重の負担を避けて全体の整合性をとる配慮が必要ではないかということ。環境税の導入に当たってはこのような配慮が必要だと思うが、どうお考えか。
- 景気が落ち込んで、先行き不透明な状況の中で、そもそも課税の根拠を失っている暫定税率を廃止するという民主党の主張とは別個に、また、ガソリンに上乗せで増税しますよというのはナンセンスな議論ではないかと思うが、環境省としてどのような考えを持っているのか。何故ガソリンだけ突出したかけ方をするのか。どの場で議論されたのか。

- 税制調査会の議論は議論で良いが、暫定税率の廃止と、温暖化対策税の創設でガソリンを使いますということを書いたのかということを書いていない。環境省が議論するというのは政府として議論するというように国民は受け取る。税制調査会で議論するから、環境省でこう主張しますということ自体がおかしいのではないか。
- 環境省として税制改正要望を出して、政務会議を開いて意見を言えと言われても、出した後、政務三役で議論しましたと言われても困る。党の会議の持ち方というのは、各省政策会議で意見を聞いた上で、政務三役が、政務三役としての政策を決定し、閣議決定に持って行くなり、税制調査会に上げるなりというのが、我々が説明を聞いていた際の説明である。この問題は非常にセンシティブだと思う。だから、今年結論を出そうとしないで欲しい。
- 地球温暖化対策税は必要。必要だからこそ、やるのであれば、来年か再来年、堂々と国民の皆様に必要なですということやればいい。

**【田島環境副大臣から回答】**

- ・これまであった環境関連の税ということでは、エネルギー特会等々を原資として温暖化対策の様々な施策に支出してきたということも事実であります。今回はじめて地球温暖化対策税として際だってきているだけに、今まで何もしてこなかった訳ではないよねという趣旨でのご確認だと思います。今回は、排出抑制と、また税収を効果的にCO2削減に使っていきこうという2重の効果を狙っての課税として、地球温暖化対策税を創設させていただきたいという提案ですので、新たな税制だという理解をいただければと思います。決して今までの使い方を否定をするつもりはありません。
- ・税収規模の2兆円から税率を決定しているのかとのご質問ですが、まさしくその通りです。元々温暖化対策に必要な経費として、2兆円から3兆円が必要だろうということから積算させていただきました。これを、全化石燃料に等しくかける部分、それから、担税力であるとか国際的な比較等で課税をできるであろうと思われるガソリンへの上乗せ課税。さらに、石油石炭税における凸凹をできる限り揃えたいという意味での石炭への上乗せ。できる限り、薄く広くCO2単位での課税ができるような形で制度設計をさせていただきました。
- ・25%削減のためには、地球温暖化対策税にとどまらず、キャップ&トレードや固定価格買取制度など、あらゆる政策を総動員していかなければならないと考えています。とりわけ、温暖化対策税については、家庭部門や運輸部門に網をかけることができます。キャップ&トレードについては、産業部門を中心に、大規模事業者に網をかけることができると考えておりますし、排出量取引については、排出枠を設定し、総量削減を担保することができると考えております。また、固定価格買取制度については、広く薄い負担で、太陽光発電の導入を進めることが可能だと考えてお

ります。また、御指摘のように、特定の産業だけに負担がかかるというようであれば、排出量取引を実施いただいた部分については、温暖化対策税を免除するなどのなんらかのインセンティブを加えることによって、負担感が特定産業だけに偏らないような配慮をしなければならないと考えております。

- 暫定税率の廃止は、民主党のマニフェストに謳わせていただいたことではありますが、温暖化対策税の創設もまたマニフェストに書かせていただいていた。現在、税体系のあり方については、税制調査会で議論させていただいているところではありますが、環境省としては、政権交代の前から環境税の創設を税制調査会に提案してきたものであり、いずれ、温暖化対策を実現していく上で、鳩山総理がおっしゃった25%削減を達成するためには、いわゆる2重効果を狙った温暖化対策税の創設は避けて通れないだろうと考えています。
- 総理からも、環境に配慮した税体系のあり方ということをも明文化されて税制調査会に諮問いただいているところがございます。経済に配慮することも大切ですが、今ある温暖化の状況に気を配っていくことも重要であると考えております。その点についても、税制調査会の方で議論が深まっていくものであり、また、必ずしも、温暖化対策税創設に賛成の方からのみ意見が出てきている訳ではありません。その中での議論をきっちり踏まえさせていただく。まずは、税制調査会の中での議論を深めることとさせていただきたいと考えております。
- 税制調査会の中でも議論をしなければいけない話。ただ、諸外国の現状等々から見ても、やはり他の化石燃料に比べて高率の課税がなされているという事例もありますし、実際に、家庭部門に加えて運輸部門でのCO2削減ということが図りにくいという現実があります。運輸部門におけるCO2削減については、国内排出量取引でも直接カバーできませんので、燃料として使われているガソリンに課税することでCO2排出抑制をはかっていく方法しかないであろうと考えているところです。
- しばらく暫定税率廃止の恩恵を感じていただく時期を設けるべきとの考えもあります。ただ、その期間が2年とか3年という期間が適切なのか、半年でいいのはいかなど、いろいろなご意見があろうかと思えます。そのあたりも含めて、皆様から意見をいただければ、それはそれで検討の材料にしていくべきだと考えています。また、今後、税制調査会の中でも同じような議論が出てくるものと考えています。
- なにしろ、今回は、新政権に変わって非常にタイトなスケジュールの中で制度設計等を進めてきたため、結果的に報告がこのような形で、提出後にしかできなかったということについては、私どものタイミングがまずかったのかなと反省しなければならないと思います。さりとて、温暖化対策が待たなしという状況にあるということも事実でありますので、暫定税率の廃止を形を変えただけでの税収確保かという誤解を受けないような形での丁寧な説明を、今後私どもがしっかりやっていきたい。

- レアメタルの回収については、是非これは進めていただきたいが、ペットボトルなどの回収に係る問題点は、地方自治体が集めて、それが海外の方で高く売れるようであれば、海外へ売ってもいいという、法的な規制がないことにあると思うが、その方向性はどうか変えようとしているのか。

【谷津廃棄物・リサイクル対策部長から回答】

- ・日本の各事業者の方々が、設備投資をし、日本の循環ビジネス、循環産業をこれから基幹産業として発展させていこうという時に、価格の乱高下によって全体のシステムが崩れてものが入ってこないということはあってはいけないと考えております。
- ・レアメタルの件についてでございますけれども、昨年度と本年度、2カ年かけまして、まず技術的に、あるいはその手法的に、どういうやり方が一番効率的になるのかということを実際に手がけてみて、いろいろ教訓を学ぼうとしているわけで、その先に取りまとめた結果、大臣、副大臣、政務官にご相談申し上げながら、どういう仕組みが、レアメタルのリサイクルにとってふさわしいのかということも、次のステップとして考えていきたいと思っております。そのときに、ご指摘の点は十分、踏まえてやっていきたいと思っております。

その他

- アスベストの廃棄物の処理方法について、2重のポリ袋で梱包すれば、廃棄物処分場に埋めて良いということになっているが、上から土をかぶせて重機でならしていくので、ポリ袋が破れて空気中にアスベストが飛散するのではないかと、産廃処分場の周辺住民から、固形化を要望する声というのが、浜松市では強く上がっている。一方で、東京都は、全量固形化を義務づけているところ。政令を改正し、全量固形化を義務づけていただくようお願いする。
- CO<sub>2</sub>の25%削減というのは世界最高水準の技術と人材を活用して、日本においては原子力発電も推進していかないといけないと考えている。小沢環境大臣が原子力について国民に理解を求めるという立場で色々発言されていることについては高く評価をしている。今後環境省として原子力について国民への理解をどう求めていくのか、具体的な考え方があれば、示していただきたい。
- COP10の開催に当たって、日本がホスト国になっている。生物多様性の問題で、国内法整備をすべきものがたくさんあるのではないかと考えており、その典型が、種の保存法。18年間、法が制定されてから改正されていないという状況。対象となっている動植物が限定されているということと、海外から貴重な動植物が入ってくるが、日本が輸入国の最先端を行っている状況になっている。一方では、種の保存法の罰則が非常にゆるやかなものになっているので、COP10を前にして、まず、種の保存法の改正をする必要があるのではないかと。

- 日本は、クジラなど、回遊動物の問題があつてボン条約を批准していないということであるが、検討すべき時期に来ているのではないか
- 法整備の際に、海外の NGO の人々が活動していることについて、単に ODA という範囲を超えて、支援していくという仕組みがあつて良いのではないか。
- 公教育などで、生物多様性の問題を積極的に扱うということを検討して良いのではないか。

**【田島環境副大臣からの回答】**

- ・ 東京だけではなく、御指摘の浜松でもそのような不安の声があるということは、過日、市長の方からも、要望書をいただきました。実態というものも、もう一度チェックしなければならないだろうということから、中環審の中にあります石綿の小委員会を、指定疾病の見直しを含めて、27日、昨日からスタートしたところです。ただ、今回、取り急ぎ、疾病の見直しがテーマになりまして、工事や廃棄処分等の見直しについては、後に遅れていくかもしれませんが、御指摘いただいた部分についても小委員会の方に諮って対応していけるか、政令の改正等々の必要性についても含めて、諮問をしていきたいと考えております。
- ・ 原子力への国民の理解を深めていくかという点について。参議院の環境委員会で大臣からも答弁をしていただいたわけですがけれども、やはり放射性廃棄物であるとかまた、廃炉等々を含めて、徹底して安全の確保が必要だということ、これは前提として大事だと申し上げておりました。この前提を確保した上で、自然環境にも配慮しながら既に計画されている原子力発電は、推進してゆく必要がございますので、今後 CO2 削減を目指していく施策ということで、シンポジウムなど、そういった機会を通じながら、国民の皆さんに温暖化対策の一環というかたちで御理解をいただける機会を作っていきたいと、説明をしていきたいと考えているところであります。
- ・ 生物多様性についてのご質問をいただきました。種の保存法については、NGOの方からも要望を頂戴しておりますし、今回は、生物多様性基本法に基づいた形で、必要な措置を検討しなければならないなど考えている一つでもあります。とりわけ、MOP5の部分でも、今回は、大きな議題になってまいります。法改正という形での見直しを検討した方が良いのか、それともこれまで実施してきた保護施策の効果等々を評価するのにとどめるのか、このあたりについても、これからの議論の部分でございますので、検討させていただきたい。
- ・ これまでは、2国間渡り鳥条約や協定、ラムサール、ワシントン条約等々、様々な締結した条約に則った形で進めてきたところでありますが、今後、ボン条約への対応の必要性については、関連する国際会議等々の場もありますので、情報収集を図らせていただくことはもちろんのこと、諸外国の取組を見極めながら、考えていきたいと思っております。

- ODAについては、個別法だけではなく、国際協力条項の新設の必要性も含めて検討しなければならないと考えているところです。また、事業仕分けの中でも ODA 関係の予算は、相当、廃止という仕分けをされている。こうした中で、さらに新たな ODA のメニューを増やすことが可能なのかということを見ると、非常に厳しいということも事実でありますので、改めて、全体、基本法と国家戦略を踏まえた形で国際貢献のあり方を検討しなければならないのではないかと考えております。
- 教育に関してでございますけれども、環境教育法の改正法案が、先の国会で廃案になっております。なんとかして、その後、どういう形で提出できるだろうかということも省内で検討していますが、改正法案につきましては、議員立法であり、党の方針と、省であげていくには、省庁がまたがっている部分がありますので、非常に出しにくいなというところが正直なところです。また、改正法案の提出等については、今後、いろいろな機会を通じてご相談していかねばならないのではないかと考えているところです。
- COP10については、来年10月開催ということで、担当局中心に準備しているところでありますし、事業仕分けでも、新しいメニューが俎上に上がりましたが、仕分け人の皆様には、重要性を認識いただき、COP10がらみの予算は、ほとんど継続すべきとのお返事をいただいたところであり、当初の計画に沿った形で進めていきたいと考えております。
- COP10にからむ、2010年目標について、閣議決定をということについては、閣議決定というよりも、日本がこういうものを出しますよということをパブリックコメントをかけさせていただいているところでもあります。COP10に出て行ったものの、その通りになるかは分かりません。そのため、前提として閣議決定をする必要があるのかと思っているところです。もちろん、議長国でありますので、環境大臣が議長として采配をふるっていただきますので、もう一度、その前に、新しい生物多様性の国家計画、これを精査をさせていただいているところであり、これを閣議決定をさせていただき、この中で御理解をいただけるのではないかと考えております。